

山梨県再生資源物の不適正  
保管等の防止及び産業廃棄  
物の適正管理の促進に關す  
る条例の手引き

山梨県環境・エネルギー一部環境整備課

【令和6年3月29日】

## ～ はじめに ～

近年、県内で廃棄物等の多量堆積による水質汚濁や悪臭の発生、金属スクラップなどの有価物の不適正な取り扱いによる、保管物の崩落、火災の発生、騒音など、一部で生活環境の保全上の支障となる問題が生じています。

こうした問題が生ずることのないよう、再生資源物の不適正保管等を防止するとともに、産業廃棄物の適正管理を促進することで、生活環境の保全上の支障を防止するため、本条例を制定しました。

条例では、保管行為などに事前の届け出を義務づけ、保管や処理について、事業者が守るべき基準を設定しました。

さらに、保管物のより一層の管理の徹底のため、保管物の移動に関する管理簿の備付けを義務づけました。

これらの義務が適切に履行されるよう、例えば、県が事業場へ立入検査などを行えるほか、基準に適合しない場合の改善命令や搬入停止命令に加え、各種違反に対する罰則についても規定しています。

条例は、本県の良い生活環境を保全するために必要なものです。事業者の皆様方にとっても、周辺住民の方々のご理解を得ながら、事業を実施していただくため、この条例が規制に留まらず、有効に機能していくことを願っております。

### 再生資源物及び産業廃棄物について行為者の義務及び県の権限を条例で規定



1	行為の把握	保管等の事前届出を義務付け
2	保管等基準の設定	保管・処理行為に基準を設定し、遵守を義務付け
3	適正な保管等の促進	保管物の移動に関する管理簿の備付けを義務付け
4	県の指導権限を規定	報告徴収・立入検査、措置命令・搬入停止命令を規定
5	違反行為に罰則	届出義務違反、指導・命令違反に対して、懲役又は罰金刑

- 再生資源物に起因する生活環境の悪化を防止
- 産業廃棄物の適正な管理を促進

現在及び将来の県民の  
健康で文化的な生活を確保

# 目 次

第1 規制対象物の概要.....	1
1. 「特定処理物」とは .....	1
2. 「特定収集物」とは .....	3
第2 条例の規制 .....	4
1. 特定処理物の規制について .....	4
2. 特定収集物の規制について .....	8
3. 産業廃棄物の規制について .....	12
第3 届出書の提出先 .....	18

## 【資料編】

資料1 特定処理物保管基準

資料2 特定収集物保管等基準

資料3 (参考) 産業廃棄物処理基準

資料4 特定処理物保管届 記載例

資料5 特定収集物保管等届 記載例

資料6 産業廃棄物事業場外保管届 記載例

資料7 変更届等 記載例

資料8 管理簿 記載例

【凡例】

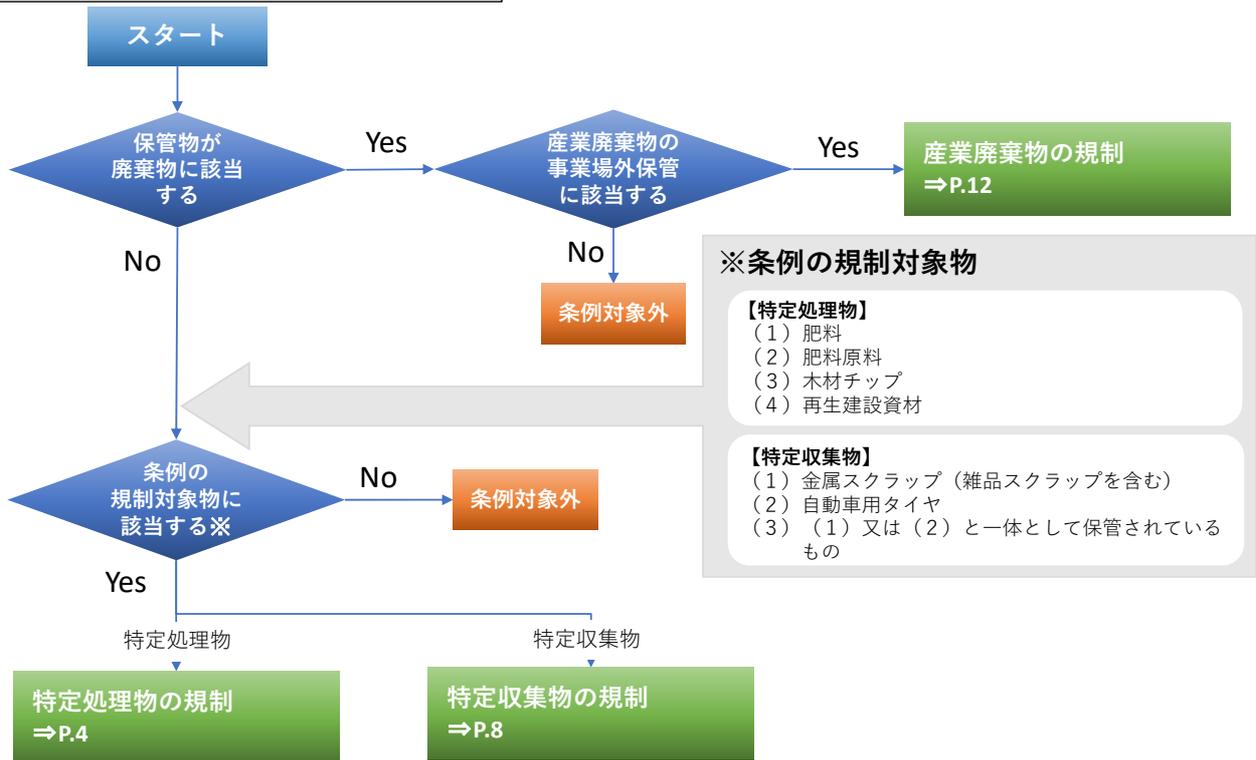
- 条例 : 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例
- 条例施行規則 : 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則
- 廃棄物処理法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 廃棄物処理法施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
- 廃棄物処理法施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
- 食品リサイクル法 : 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 自動車リサイクル法 : 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- PCB特措法 : ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

# 第1 規制対象物の概要

## 条例手続きフロー

本条例で規制するのは、再生資源物（特定処理物及び特定収集物）と一部の産業廃棄物です。どのようなものが本条例の対象となるのか、また、どのような規制がかかるかについては、次のフローチャートにしたがって、該当する規制対象物のページを参照して下さい。

## 規制対象物フローチャート



### 1. 「特定処理物」とは

廃棄物などを処理したもので、多量に保管され不適切に取り扱われると生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものであって、「**廃棄物**」を除くものです。

具体的には次に掲げるものです。

#### (1) 肥料

原料の全部又は一部に汚泥その他規則で定める有機物を使用したもの（液状のもの以外のものに限る。）

- 「汚泥その他規則で定める有機物」とは
  - ① 汚泥（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
  - ② 動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる産業廃棄物）
  - ③ 動物のふん尿（畜産農業に係るもの）（廃棄物処理法施行令第二条第十号に掲げる産業廃棄物）

- ④ 食品廃棄物（食品リサイクル法第二条第二項に規定する食品廃棄物等（②に該当するものを除く。）
- ⑤ 動物又は植物に係る固形状又は液状の不要物であって農業に係るもの（③に該当するものを除く。）

## （２） 肥料原料

（１）の肥料を製造する過程にあるもの（液状のもの以外のものに限る。）

- 「製造する過程」とは  
一般には、肥料の原料を混ぜた時点から、熟成を終えるまでの間のことを言います。

## （３） 木材チップ

木材を切断し、又は破碎した小片その他これに類する形状の物  
※圧縮形成したペレットや粉状のおがくずは対象外となります。

- 「木材」とは  
本条例では、建物解体時や土地の造成時に発生した木くず、森林の間伐時に発生した伐採木、街路樹の剪定などにより発生した剪定枝、樹皮といった木質の総称です。  
また、発生過程や形状を問いません。

## （４） 再生建設資材

建設工事に利用される物であって次に掲げるもの

イ 汚泥（無機性のものであって産業廃棄物であるものに限る。）を固化、混練、焼成その他の方法により再生したものであって土砂と同様の形状又は性状を有するもの

- 「土砂と同様の形状又は性状を有する」とは  
土砂の代替品として使用できる品質であるものと言います。  
なお、土砂の形状や性状は一様ではないことから、特定処理物に該当するか否かは、個別に相談してください。

ロ 陶磁器くず（産業廃棄物に限る。）を破碎し、又は粉碎したもの

- 「陶磁器くず」とは  
廃棄物処理法施行令第二条第七号に定める廃棄物のことを言い、廃棄された瓦や石膏ボードのことを言います。

ハ ガラスを破碎したもの

※イ～ハに掲げるもので再生土、再生砂、土壌改良剤などの建設資材となるものが対象となります。

## 2. 「特定収集物」とは

特定収集物とは、(1)～(3)に掲げる金属スクラップや自動車用タイヤ等です。ただし、次のものを除外します。

- ・ 廃棄物
- ・ 廃棄物処理法に規定する有害使用済機器
- ・ 自動車リサイクル法に規定する使用済自動車・解体自動車・特定再資源化物品

### (1) 金属スクラップ（いわゆる雑品スクップも含む。）

収集された物品のうち、その使用を終了し、かつ、原材料として利用され得るものであるであってその全部又は一部に金属が用いられているもの（(2)に該当するものを除く。）

■ 「その使用を終了し」とは

その物の用途に沿った使用ができないもの、又は使用しなくなったもののことを言います。（リユース品は対象外となります。）

■ 「原材料として利用され得るもの」とは

その物が原料、材料として利用される可能性があるもののことを言います。

※ 建築物に使用された鋼材などや金属とプラスチック等を素材とする器具・電子機器・機械類、また、これらを破碎・分解したものなどが対象となります。

### (2) 自動車用タイヤ

収集された自動車用タイヤ（日本での自動車への装着を目的とした商品を除く。）

※ 国内において燃料として利用するもの、原料として再生利用するもの、海外へ輸出するもの（燃料・原料利用やリユース品として再使用する場合のいずれも含む。）が対象となります。

### (3) (1)又は(2)に掲げる物と一体として保管されている物

リユース品やプラスチックの単体物が金属スクラップや自動車用タイヤと一緒に保管されている場合には、特定収集物に該当します。

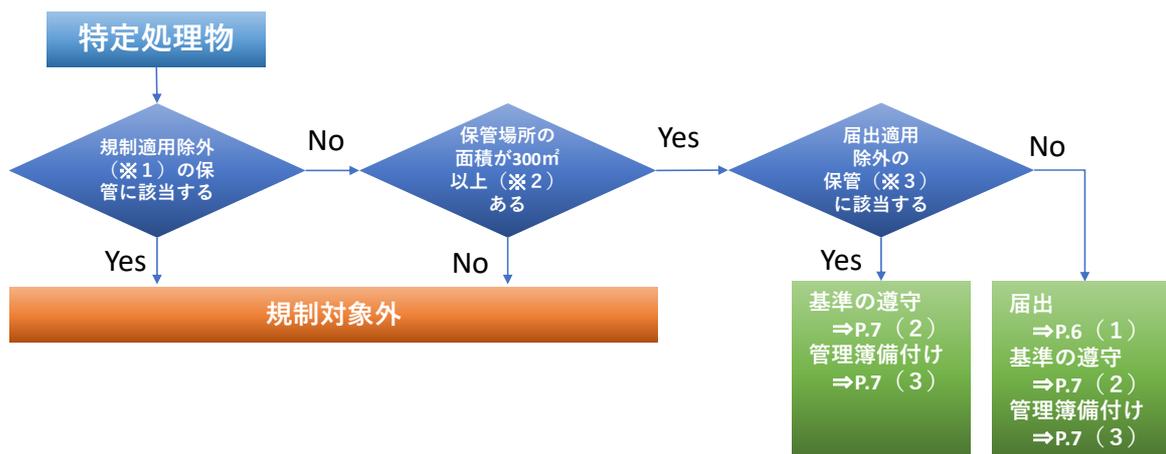
## 第2 条例の規制

### 1. 特定処理物の規制について

#### 規制の対象となる保管

特定処理物を300㎡以上の場所で保管する場合には、一部の場合を除き、届出、保管基準の遵守、管理簿の備付けが必要です。

#### 特定処理物適用フローチャート



#### (※1) 規制適用除外の保管

次の条件で保管を行う者は、規制の適用が除外されます。

対象物	保管条件
肥料、肥料原料	畜産業を営む者が行う保管
肥料	肥料を使用する場所（農地など）で行う一時的な保管
再生建設資材	建設資材を使用する建設工場の現場又はその現場付近で行う一時的な保管
肥料、木材チップ、再生建設資材	販売のために包装された左の対象物の保管
肥料、肥料原料、木材チップ、再生建設資材	国、地方公共団体が行う保管

#### (※2) 保管場所の面積が300㎡以上の保管

届出は保管場所ごとに必要です。その面積の算定については次のとおりです。

##### ● 保管場所の面積の算定について

- ・ 囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
- ・ 保管場所が2箇所以上ある場合については、当該場所同士が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計します。

※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



保管場所の面積が300㎡以上であるため届出が必要となります。

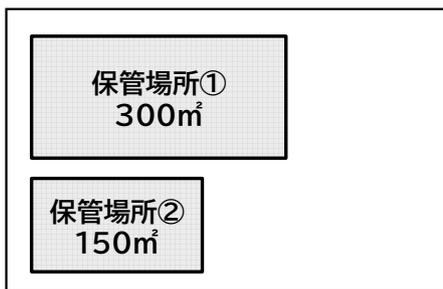
【例②】 それぞれの保管場所の面積が300㎡以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、面積を合計します。  
 $200\text{㎡} + 150\text{㎡} = 350\text{㎡}$

保管場所の面積の合計が300㎡以上であるため届出が必要となります。

【例③】 保管場所①の面積は300㎡以上、保管場所②の面積は300㎡以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、保管場所①と保管場所②を併せて届出する必要があります。

【例④】 それぞれの保管場所の面積が300㎡以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



敷地が道路により分断されていますが、近接しているため、一体的に管理されているときは、面積を合計します。  
 $200\text{㎡} + 150\text{㎡} = 350\text{㎡}$

保管場所の面積の合計が300㎡以上のため届出が必要となります。

**(※3) 届出の適用除外の保管**

次の条件で特定処理物の保管を行う者は、届出の必要がありません。

対象物	保管条件
産業廃棄物処分業の許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物	産業廃棄物処分業許可に係る事業の用に供される場所において左の対象物の保管を行う場合
産業廃棄物処理施設の許可に係る種類の産業廃棄物を原料とした特定処理物	産業廃棄物処理施設と近接してこれと一体的に利用される場所において左の対象物の保管を行う場合

**(1) 届出の種類と必要な書類**

次の場合に届出が必要です。

番号	内容	届出の種類
①	特定処理物の保管を行おうとするとき	特定処理物保管届出
②	①の届出内容（氏名・住所等を除く）を変更しようとするとき	保管場所等変更届出
③	届出者の氏名・住所等の変更をしたとき	氏名等変更届出
④	届出が必要な保管を行わなくなったとき （保管する場所の面積が300㎡未満になった場合）	保管等廃止届出

① 特定処理物の保管を行おうとするとき

届出様式	添付書類	届出時期
特定処理物保管届出書 (第1号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所の土地の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）又は土地の賃貸借契約書その他の使用権限を有する書類の写し</li> <li>保管場所の平面図</li> <li>保管場所の付近の見取り図</li> </ul>	保管を開始する前

○ 記載方法等は 資料4「特定処理物保管届 記載例」を参考にしてください。

② 届出内容（氏名・住所等を除く）を変更するとき

届出様式	添付書類	届出時期
保管場所等変更届出書 (第2号様式)	変更内容に関する図面等必要な書類を添付	変更をしようとする前

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

③ 届出者の氏名・住所等の変更をしたとき

届出様式	添付書類	届出時期
氏名等変更届出書 (第3号様式)	なし	変更後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

④ 届出が必要な保管を行わなくなったとき

届出様式	添付書類	届出時期
保管等廃止届出書 (第4号様式)	なし	廃止後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

(2) 特定処理物保管基準

生活環境の保全上の支障の発生を未然に防ぐための保管基準として、廃棄物処理法の産業廃棄物の保管基準に準拠した基準を設定しています。

- ・ 保管する場所の周囲には囲いを設けること
- ・ 外部から見やすい箇所に掲示板を設置すること
- ・ 特定処理物が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずること（保管物の高さの制限等）
- ・ 汚水が発生する場合は必要な措置を講ずること
- ・ 悪臭が発生する場合は必要な措置を講ずること
- ・ 特定処理物の温度上昇により発火の恐れがある場合は必要な措置を講ずること
- ・ ネズミの生息や蚊・はえその他害虫の発生を防止するため必要な措置を講ずること

○ 詳細な内容は 資料1「特定処理物保管基準」を参考にしてください。

(3) 管理簿の備付け

特定処理物の適正な管理を図るため、保管場所における搬入・搬出の記録（管理簿）を作成し、保管場所又は事務所に備え付けなければなりません。

なお、管理簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

管理簿には特定処理物の種類ごとに次の内容を記載する必要があります。

- ・ 搬入した年月日
- ・ 搬入先の所在地
- ・ 搬入元ごとの種類及び搬入量
- ・ 搬出した年月日
- ・ 搬出元の所在地
- ・ 搬出先ごとの種類及び搬出量

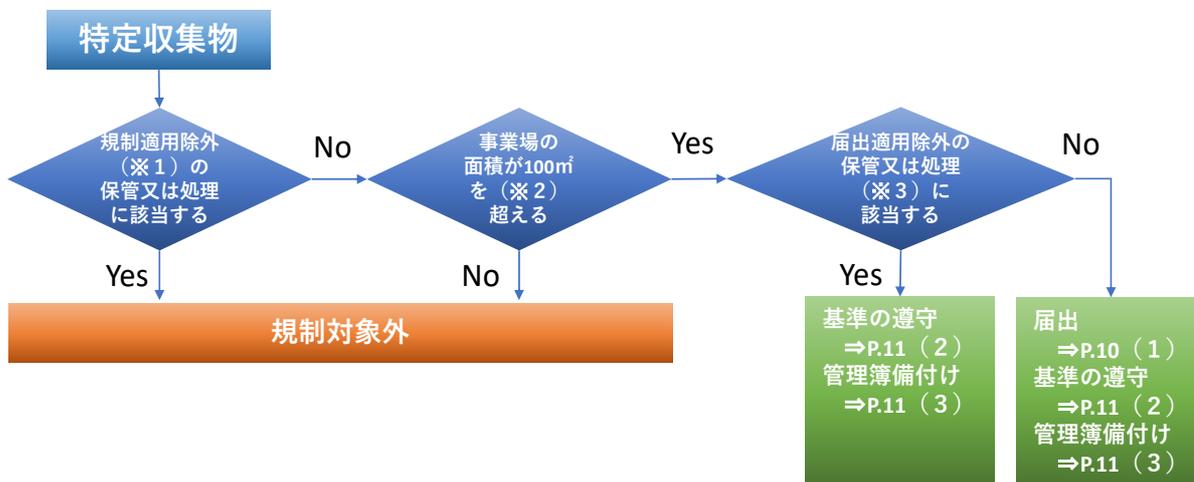
○ 記載方法については 資料8「管理簿 記載例」を参考にしてください。

## 2. 特定収集物の規制について

### 規制の対象となる保管又は処理

特定収集物の保管又は処理を業として行う場合、一部の場合を除き、事業場ごとの届出、保管又は処理基準の遵守、管理簿の備付けが必要です。

### 特定収集物適用フローチャート



#### (※1) 規制適用除外の保管又は処理

次の条件で保管又は処理を行う事業者は、規制の適用が除外されます。

##### ① 他の業務に付随して一時的な保管を行う場合

例1) 修理業者が、機器の修理時に交換した部品を、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間に行う一時な保管

例2) 機器やタイヤの小売業者が、販売に付随して引き取った不用品を、有価取引等で他者へ引き渡すまでの間に行う一時な保管

##### ② 国、地方公共団体が保管又は処理を行う場合

#### (※2) 事業場の面積が100㎡を超える場所における保管又は処理

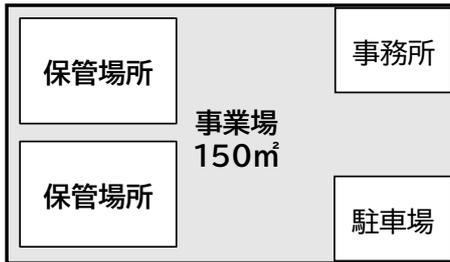
届出は事業場ごとに必要です。その面積の算定については、次のとおりです。

##### ● 事業場の考え方と面積の算定について

- ・ 事業場とは、特定収集物の保管又は処理を行う場所と一体的に利用されるひとままとりの土地のことを指します。
- ・ 「一体的に利用」とは、土地の管理者が同一であり、土地が相互に連続するひとままとりの土地として、現に一体の土地を構成している又は一体として利用できることをいい、道路や河川により分断されているか否かは関係ありません。
- ・ 囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
- ・ 例えば、事業場の敷地が2箇所以上にある場合、それらの敷地が一体的に利用されるひとままとりの土地であるときは、それぞれの敷地の面積を合計します。

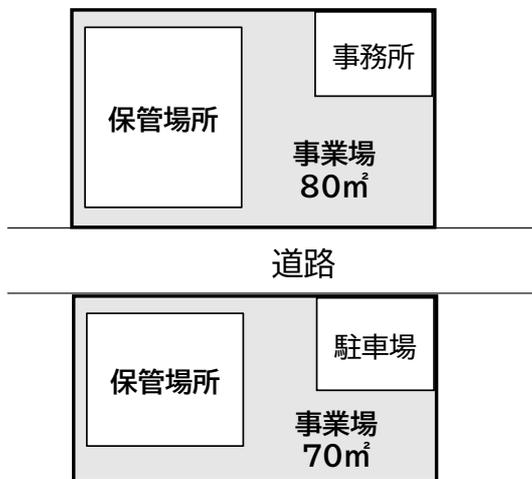
※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



事業場の面積が100m<sup>2</sup>を超えるため届出が必要となります。

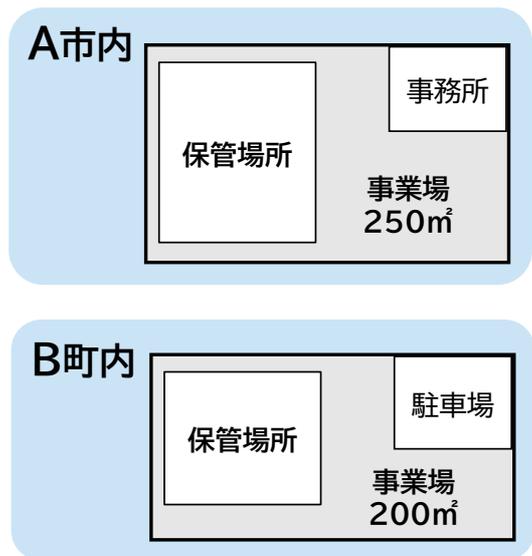
【例②】 それぞれの事業場の敷地の面積が100m<sup>2</sup>以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



敷地が道路により分断されていますが、現に一体の土地を構成しているため、管理者が同一であるときは、面積を合計します。  
 $80\text{m}^2 + 70\text{m}^2 = 150\text{m}^2$

敷地の面積の合計が100m<sup>2</sup>を超えるため届出が必要となります。

【例③】 距離が離れた市町にそれぞれ事業場が設置されている場合



A市内及びB町内の事業場は、距離が離れており、現に一体の土地を構成していないため、別の事業場となりますので、個別に面積を算定します。

なお、A市内及びB町内の事業場は、それぞれ面積が100m<sup>2</sup>を超えているので、その事業場ごとに届出が必要となります(2件の届出が必要となります。)

**(※3) 届出適用除外の保管又は処理**

次の条件で特定収集物の保管又は処理を行う事業者は、届出の必要がありません。

対象物	保管又は処理条件
金属スクラップ	金属くずの産業廃棄物処分業許可に係る事業の用に供される場所において左の対象物の保管又は処理を行う場合
自動車用タイヤ	廃プラスチック類又は金属くずの産業廃棄物処分業許可に係る事業の用に供される場所における左の対象物の保管又は処理を行う場合

**(1) 届出の種類と必要な書類**

次の場合に届出が必要です。

番号	内容	届出の種類
①	特定収集物の保管又は処理を行おうとするとき	特定収集物保管等事業場届出
②	①の届出内容（氏名・住所等を除く）を変更しようとするとき	保管場所等変更届出
③	届出者の氏名・住所等の変更をしたとき	氏名等変更届出
④	届出が必要な事業場を廃止したとき (事業場の面積が100㎡以下になった場合)	保管等廃止届出

① 特定収集物の保管又は処理を行おうとするとき

届出様式	添付書類	届出時期
特定収集物保管等事業場届 (第5号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の土地の登記事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)又は土地の賃貸借契約書その他の使用権限を有する書類の写し</li> <li>・施設を有する場合はその所有権を有すること、又は使用権限を有することを証する書類の写し</li> <li>・事業場の平面図</li> <li>・事業場の付近の見取り図</li> <li>・施設を有する場合は施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図</li> </ul>	保管又は処理を開始する前

○ 記載方法等は 資料5「特定収集物保管等届 記載例」を参考にしてください。

② 届出内容（氏名・住所等を除く）を変更するとき

届出様式	添付書類	届出時期
保管場所等変更届出書 (第2号様式)	・変更内容に関する図面等必要な書類を添付	変更をしようとする前

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

③ 届出者の氏名・住所等の変更をしたとき

届出様式	添付書類	届出時期
氏名等変更届出書 (第3号様式)	なし	変更後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

④ 届出が必要な事業場を廃止したとき

届出様式	添付書類	届出時期
保管等廃止届出書 (第4号様式)	なし	廃止後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

(2) 特定収集物保管等基準

生活環境の保全上の支障のおそれが生じない保管及び処理の基準として、廃棄物処理法の有害使用済機器の保管及び処理の基準に準拠した基準を設定しています。

- ・ 保管する場所の周囲には囲いを設けること
- ・ 外部から見やすい箇所に掲示板を設置すること
- ・ 特定収集物が飛散・流出しないよう必要な措置を講ずること（保管物の高さの制限等）
- ・ 汚水が発生する場合は必要な措置を講ずること
- ・ 悪臭が発生する場合は必要な措置を講ずること
- ・ 特定収集物に電池、潤滑油など火災の発生のおそれがあるものが含まれる場合は適正に回収し処分すること
- ・ 騒音又は振動が発生する場合は必要な措置を講ずること
- ・ ネズミの生息や蚊・はえその他害虫の発生を防止するため必要な措置を講ずること

○ 詳細な内容は、資料2「特定収集物保管等基準」を参考にしてください。

(3) 管理簿の備付け

特定収集物の適正な管理を図るため、事業場における搬入・搬出の記録（管理簿）を作成し、事業場に備え付けなければなりません。

なお、管理簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存しなければなりません。

管理簿には特定収集物の種類ごとに次の内容を記載する必要があります。

- ・ 搬入した年月日
- ・ 搬入先の所在地
- ・ 搬入元ごとの種類及び搬入量
- ・ 搬出した年月日
- ・ 搬出元の所在地
- ・ 搬出先ごとの種類及び搬出量

○ 記載方法については 資料8「管理簿 記載例」を参考にしてください。

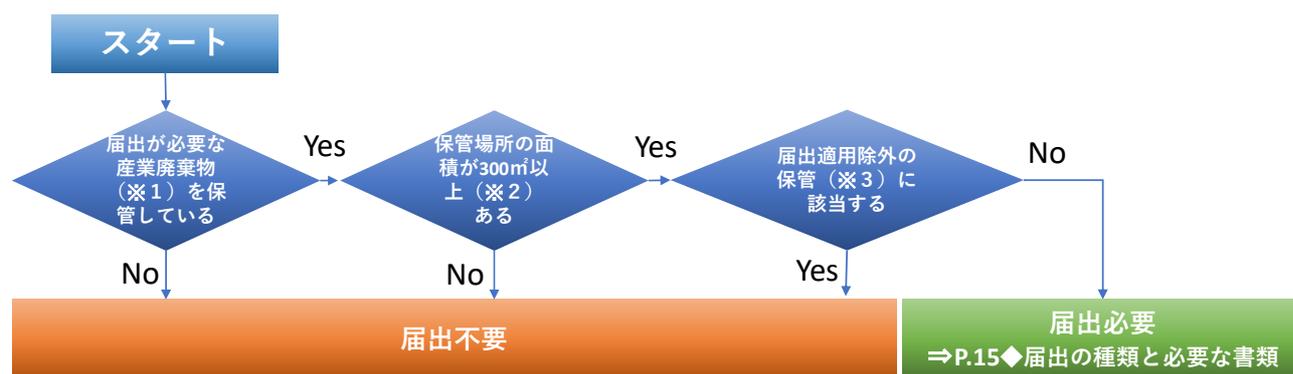
### 3. 産業廃棄物の規制について

特定の産業廃棄物を、その廃棄物が生じた事業場の外において、自ら保管を行う場合は、一部の場合を除き、届出及び管理簿の備え付けが必要です。

#### 届出の要否

次のフローチャートにしたがって、届出が必要な場合には、該当ページを参照して下さい。  
(管理簿備付けの要否は、P.16を確認してください。)

#### 産業廃棄物事業場外保管届の適用フローチャート



#### (※1) 届出が必要な産業廃棄物

- ・汚泥（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
- ・廃プラスチック類（廃棄物処理法第二条第四項に掲げる廃棄物）
- ・木くず（廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる産業廃棄物）
- ・動植物性残さ（廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる産業廃棄物）
- ・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（法律施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物）

#### (※2) 保管場所の面積が300㎡以上の保管

届出は保管場所ごとに必要です。その面積の算定については次のとおりです。

- 保管場所の面積の算定について
  - ・囲いなどにより、他の用地と明確に区切られている区域の面積とします。
  - ・保管場所が2箇所以上ある場合については、当該場所同士が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計します。

※ 具体的な算定方法については、次のページを確認して下さい。

【例①】



保管場所の面積が300㎡以上であるため届出が必要となります。

【例②】 それぞれの保管場所の面積が300㎡以下である場合

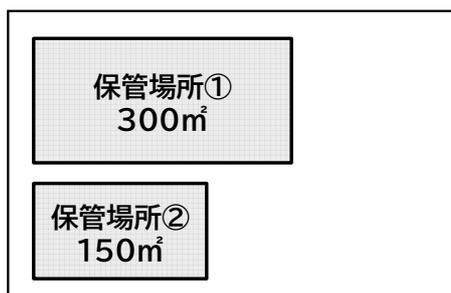


それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、面積を合計します。

$$200\text{㎡} + 150\text{㎡} = 350\text{㎡}$$

保管場所の面積の合計が300㎡以上であるため届出が必要となります。

【例③】 保管場所①の面積は300㎡以上、保管場所②の面積は300㎡以下である場合



それぞれの保管場所が一の敷地内にあり(近接し)、かつ一体的に管理されているため、保管場所①と保管場所②を併せて届出する必要があります。

【例④】 それぞれの保管場所の面積が300㎡以下であり、かつ、道路を隔てて設置されている場合



敷地が道路により分断されていますが、近接しているため、一体的に管理されているときは、面積を合計します。

$$200\text{㎡} + 150\text{㎡} = 350\text{㎡}$$

保管場所の面積の合計が300㎡以上のため届出が必要となります。

### (※3) 届出適用除外の保管

次の条件で産業廃棄物の保管を行う場合、届出は必要ありません。

保管条件	参考法令（法：廃棄物処理法）
廃棄物処理法の建設廃棄物の事業場外保管の届出が必要な保管を行う場合	法第十二条第三項 法第十二条の二第三項
親子認定に係る産業廃棄物の保管を行う場合	法第十二条の七第一項
産業廃棄物の収集・運搬業の許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合	法第十四条第一項 法第十四条の四第一項
産業廃棄物の処分業の許可を受けた事業の用に供される場所において保管する場合	法第十四条第六項 法第十四条の四第六項
許可を受けた産業廃棄物処理施設と近接してこれと一体的に利用される場所において保管する場合	法第十五条第一項
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の届出が必要な保管を行う場合	PCB 特措法第八条第一項 （同法第十五条において準用する場合を含む）

### ◆ 届出の種類と必要な書類

次の場合に届出が必要です。

番号	内容	届出の種類
①	対象の産業廃棄物の保管を行おうとするとき	産業廃棄物事業場外保管届出
②	①の届出内容（氏名・住所等を除く）を変更しようとするとき	保管場所等変更届出
③	届出者の氏名・住所等の変更をしたとき	氏名等変更届出
④	届出が必要な保管を行わなくなったとき （保管する場所の面積が300㎡未満になった場合）	保管等廃止届出

#### ① 対象の産業廃棄物の保管を行おうとするとき

届出様式	添付書類	届出時期
産業廃棄物事業場外保管届出書 （第6号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管場所の土地の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）又は土地の賃貸借契約書その他の使用権限を有する書類の写し</li> <li>保管場所の平面図</li> <li>保管場所の付近の見取り図</li> </ul>	保管を開始する前 （※）

※非常災害のために必要な応急措置として保管するときは、保管を開始した日から14日以内

○ 記載方法等は 資料6「産業廃棄物事業場外保管届 記載例」を参考にしてください。

② 届出内容（氏名・住所等を除く）を変更するとき

届出様式	添付書類	届出時期
保管場所等変更届出書 (第2号様式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管場所の土地の登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）又は土地の賃貸借契約書その他の使用権限を有する書類の写し</li> <li>・ 保管場所の平面図</li> <li>・ 保管場所の付近の見取り図</li> </ul>	変更をしようとする前

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

③ 届出者の氏名・住所等の変更をしたとき

届出様式	添付書類	届出時期
氏名等変更届出書 (第3号様式)	なし	変更後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

④ 届出が必要な保管を行わなくなったとき

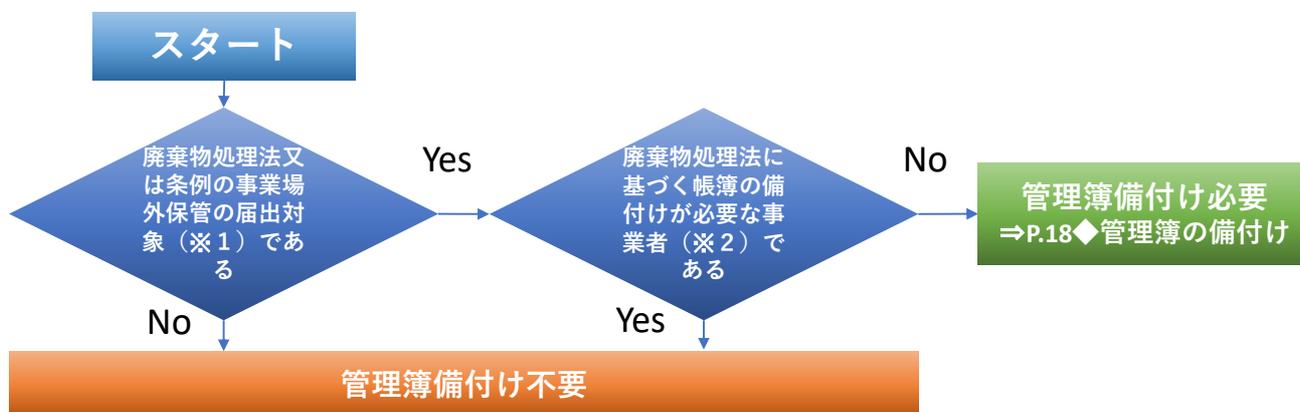
届出様式	添付書類	届出時期
保管等廃止届出書 (第4号様式)	なし	廃止後30日以内

○ 記載方法等は 資料7「変更届等 記載例」を参考にしてください。

## 管理簿備付けの要否

次のフローチャートにしたがって、管理簿備付けが必要な場合には、該当ページを参照して下さい。

### 産業廃棄物事業場外保管の管理簿備付け適用フローチャート



#### (※1) 法又は条例の事業場外保管の届出対象

保管条件	参考法令
本条例に規定する届出が必要な産業廃棄物の事業場外保管を行う場合（注）	条例第十六条第一項
廃棄物処理法に規定する建設廃棄物の事業場外保管を行う場合（注）	廃棄物処理法第十二条第三項 廃棄物処理法第十二条第四項
廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物（建設廃棄物）の事業場外保管を行う場合（注）	廃棄物処理法第十二条の二第三項 廃棄物処理法第十二条の二第三項

（注）非常災害のために必要な応急措置として行った場合を含む

#### (※2) 廃棄物処理法に基づく帳簿の備付けが必要な事業者

次の事業者は、廃棄物処理法において帳簿備付けの義務があるため、本条例の規定による管理簿を備え付ける必要はありません。

事業者の条件	参考法令
事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設、又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設が設置されている事業場を設置している事業者	廃棄物処理法施行令第六条の四各号
事業場の外において自ら排出した産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者（上の者を除く）	
親子会社認定を受けた者（上の2者を除く）	
特別管理産業廃棄物の排出事業者	法第十二条の二第十四項

◆ 管理簿の備付け

管理簿には産業廃棄物の種類ごとに次の内容を記載する必要があります。

- ・ 搬入した年月日
- ・ 搬入先の所在地
- ・ 搬入元ごとの種類及び搬入量
- ・ 搬出した年月日
- ・ 搬出元の所在地
- ・ 搬出先ごとの種類及び搬出量

○ 記載方法については 資料8 「管理簿 記載例」を参考にしてください。

### 第3 届出書の提出先

- 届出書は保管場所の所在地を管轄する林務環境事務所へ提出してください。  
ただし、甲府市内に保管場所を有する場合は甲府市に届出書を提出してください。

#### ○ 受付窓口一覧

受付窓口	住所及び電話番号	管轄市町村
中北林務環境事務所	韮崎市本町 4-2-4 (北巨摩合同庁舎) TEL 0551-23-3090	韮崎市、南アルプス市、北杜市、 甲斐市、中央市及び昭和町
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1 (東山梨合同庁舎) TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	西八代郡市川三郷町高田 111-1 (西八代合同庁舎) TEL 055-240-4141	市川三郷町、早川町、身延町 南部町、富士川町
富士・東部林務環境事務所	都留市田原 2-13-43 (南都留合同庁舎) TEL 0554-45-7811	富士吉田市、都留市、大月市、 上野原市、道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、鳴沢村、 富士河口湖町、小菅村及び 丹波山村
甲府市 環境部 環境対策室 ごみ収集課	甲府市上町 601-4 (環境センター) TEL 055-241-4313	甲府市

- 提出部数
  - ・提出部数は1部です。(控えが必要な場合は2部)
  - ・提出については事前に受付窓口にお問い合わせください。

## ○ 特定処理物保管基準（条例第 10 条）

特定処理物保管者が特定処理物の保管を行う場合には、次の基準に従わなければなりません。



### ① 囲いの設置

特定処理物の保管場所の周囲に囲いを設けること （第一号イ）

保管する特定処理物の荷重が直接囲いにかかる（おそれを含む）構造である場合は、構造耐力上安全であること （第二号イ）

囲いの高さは、保管物よりも 50 センチメートル高い高さとする （第二号ロ）

囲いの設置は、保管場所を明確にするとともに、特定処理物の飛散・流出や保管場所に人がみだりに立ち入ることを防止するために必要です。



### ② 掲示板の設置

外部から見やすい箇所に、次の事項を表示した掲示板（縦及び横が 60 cm 以上）を設置すること （第一号ロ）

- ✓ 特定処理物の保管の場所である旨
- ✓ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ✓ 最大保管高さ（屋外で特定処理物を、容器を用いずに保管する場合）（③を参照）

特定処理物が保管される場所の周囲は、高い塀や壁で囲われることが多く、内部で何が行われているか状況が見えないため、周辺の住民が不安を感じることも多く、苦情に繋がる場合があります。

管理責任者を明確にするとともに、条例に基づく手続きがなされている場所であることを周辺の住民に周知するためにも、事業場の入り口など、外部から見やすい箇所へ掲示してください。

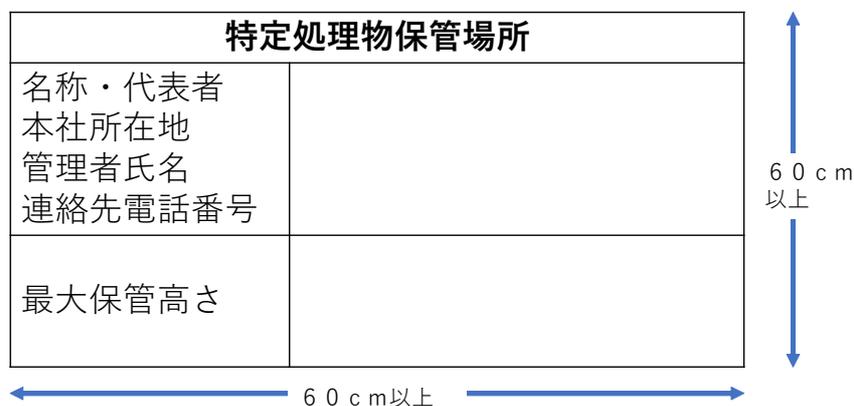


図 1-1. 特定処理物保管場所の掲示板の作成例



### ③ 保管物の高さの制限

屋外で容器を用いずに特定処理物を保管する場合、次の高さ以下で保管すること

(第2号イ・ロ)

- ✓ 特定処理物が、直接負荷部分のある構造耐力上安全な囲い (= 堅牢な囲い) に接しない場合 . . . **ア**

⇒ 囲いの下端から勾配 50% (仰角約 26.5 度) 以下の高さ

- ✓ 特定処理物が、堅牢な囲いに接する場合 . . . **イ**

⇒ 囲いの内側 2m は囲いの高さより 50 cm 下がった線 (基準線) 以下の高さとし、2m 以上の内側は勾配 50% 以下の高さ

保管物が崩落・飛散・流出するおそれがない屋内で特定処理物を保管する場合、高さの基準は適用されません。

屋根のみ、腰壁程度の外壁などの建物では、保管物の崩落・飛散・流出のおそれがあるため、高さの基準が適用されます。

容器とはコンテナやドラム缶などを指します。フレコンバッグは容器には該当しません。

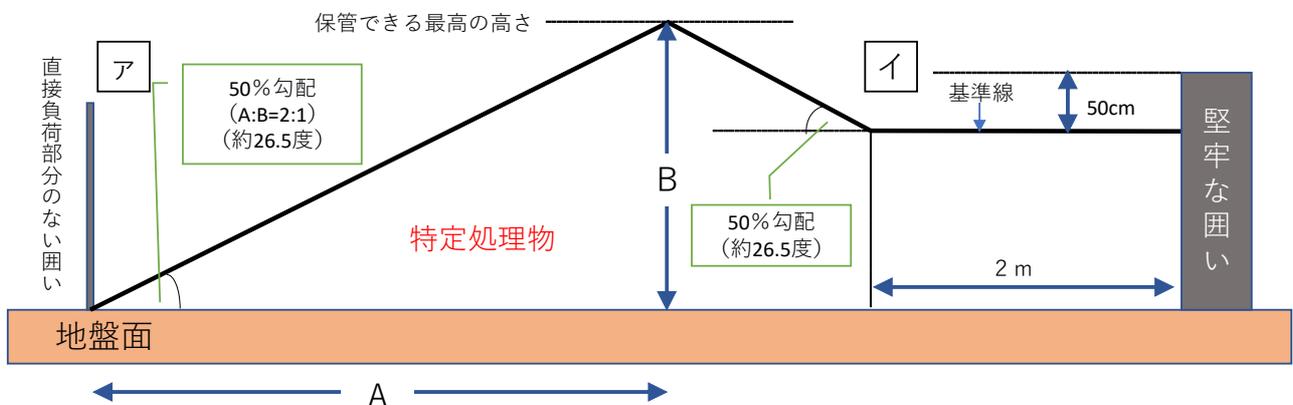


図 1-2. 特定処理物保管基準の高さイメージ



## ④ 汚水の流出防止措置・地下浸透の防止措置

特定処理物から汚水が発生するおそれがある場合、次の措置を講ずること（第3号）

- ✓ 汚水が公共用水域（河川や水路など）に流出しないようするための措置  
（排水溝やそれと接続する汚水回収マス等の設置など）
- ✓ 汚水が地下に浸透しないようするための措置  
（保管場所やその周辺の床面を不浸透性の材料で覆うなど）

特定処理物の保有水が流出する場合のほか、屋外で保管を行っている特定処理物に雨水等が接触することにより、汚水が生ずる場合もあります。



## ⑤ 悪臭発散防止措置

特定処理物を保管する場所から悪臭が発散するおそれがある場合、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること（第4号）

特定処理物の保管場所から悪臭が発生し、発生した悪臭が事業場の敷地境界を越え周囲へ広がることにより、生活環境の保全上の支障が生じることがないように、必要な措置を講じてください。

必要な措置としては、脱臭装置を設置すること、特定処理物にシートを被せること、屋内で保管する場合には窓や開放部分を密閉すること、排出口の高さや形状を改善することなどが考えられます。



## ⑥ 火災発生防止措置

特定処理物の温度上昇により発火するおそれがある場合、発火する温度に達しない温度に保つよう、次のいずれかの措置を講ずること（第5号）

- ✓ 特定処理物を攪拌すること
- ✓ 特定処理物に雨水がかからないようにすること
- ✓ その他必要な措置

肥料は攪拌しないと、発酵により温度が上昇し、発火するおそれがあります。

木材チップを屋外で保管する場合には、雨水により水分を含むことで内部温度が上昇し、発火するおそれがあります。



## ⑦ ねずみ・害虫発生防止措置

特定処理物を保管する場所におけるねずみの生息や、蚊・はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置を講ずること（第6号）

特定処理物である肥料や木材チップが適切に管理されないと、それ自体が餌になり、その場所に害虫が発生するなど、不衛生な環境が生じることがあります。

具体的な措置として、保管場所の清掃を行うことで不衛生な環境を作り出さないようにすることや、蚊・はえ・ムカデ・ゴキブリ等の発生のおそれがある場合には、駆除や防除のための薬剤散布を行うことなどの措置が考えられます。

## ○ 特定収集物保管等基準（条例第 1 4 条）

特定収集物保管等事業者が特定収集物の保管又は処理を行う場合には、次の基準に従わなければなりません。



### ① 囲いの設置

特定収集物の保管場所の周囲に囲いを設けること （第一号イ）

保管する特定収集物の荷重が直接囲いにかかる（おそれを含む）構造である場合は、構造耐力上安全であること （第二号イ）

囲いの高さは、保管物よりも 5 0 センチメートル高い高さとする （第二号ロ）

囲いの設置は、保管場所を明確にするとともに、特定収集物の飛散・流出や保管場所に人がみだりに立ち入ることを防止するために必要です。



### ② 掲示板の設置

外部から見やすい箇所に、次の事項を表示した掲示板（縦及び横が 6 0 c m 以上）を設置すること （第 1 号ロ）

- ✓ 特定収集物の保管又は処理の場所である旨
- ✓ 保管又は処理の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- ✓ 最大保管高さ（屋外で特定収集物を、容器を用いずに保管する場合）（③を参照）

特定収集物が保管又は処理される場所の周囲は、高い塀や壁で囲われることが多く、内部で何が行われているか状況が見えないため、周辺の住民が不安を感じることも多く、苦情に繋がる可能性があります。

管理責任者を明確にするとともに、条例に基づく手続きがなされている場所であることを周辺の住民に周知するためにも、事業場の入り口など、外部から見やすい箇所へ掲示してください。

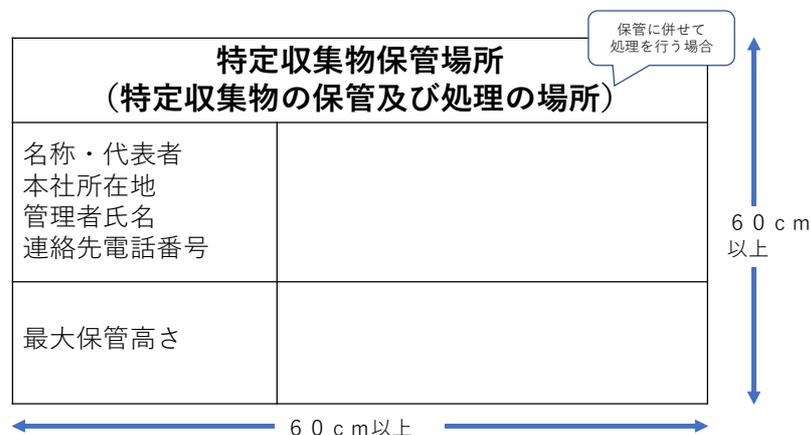


図 1-3. 特定収集物の保管（又は処理）場所の掲示板の作成例



### ③ 保管物の高さの制限

屋外で容器を用いずに特定収集物を保管する場合、次の高さ以下で保管すること

(第2号イ・ロ)

✓ 特定収集物が、直接負荷部分のある構造耐力上安全な囲い (= 堅牢な囲い) に接しない場合 . . . **ア**

⇒ 次の高さのうちいずれか低い高さ

・ 囲いの下端から勾配50% (仰角約26.55度) 以下の高さ

・ 5 m

✓ 特定収集物が、堅牢な囲いに接する場合 . . . **イ**

⇒ 次の高さのうち、いずれか低い高さ

・ 囲いの高さより50cm下がった線 (基準線) 以下の高さ

・ 5 m

✓ 三方が堅牢な囲いに接する場合 . . . **ウ**

⇒ 次の高さのうち最も低い高さ、又は**イ**の高さ

・ 三方の囲い以外の方向から、事業場の敷地境界線 (若しくは事業場内の他の施設) までの距離の2分の1の高さ

・ 囲いの高さより50cm下がった線 (基準線) 以下の高さ

・ 5 m

保管物が崩落・飛散・流出するおそれがない屋内で特定収集物を保管する場合、高さの基準は適用されません。

屋根のみ、腰壁程度の外壁などの建物では、保管物の崩落・飛散・流出のおそれがあるため、高さの基準が適用されます。

容器とはコンテナやドラム缶などを指します。フレコンバッグは容器には該当しません。

#### 重要

屋外で、容器を用いずに、特定収集物を保管する場合、5 mの高さを超えて保管することはできません。(次ページの図1-4の「B」の高さや図1-5の「L/2」の高さが5 mを超えていても5 mが上限です。)

ただし、常時、金属以外のものを含まない特定収集物を、他の特定収集物と区分して保管する場合は、特定処理物と同様の高さの基準 (P. 資料1-2、図1-2参照) が適用されます。

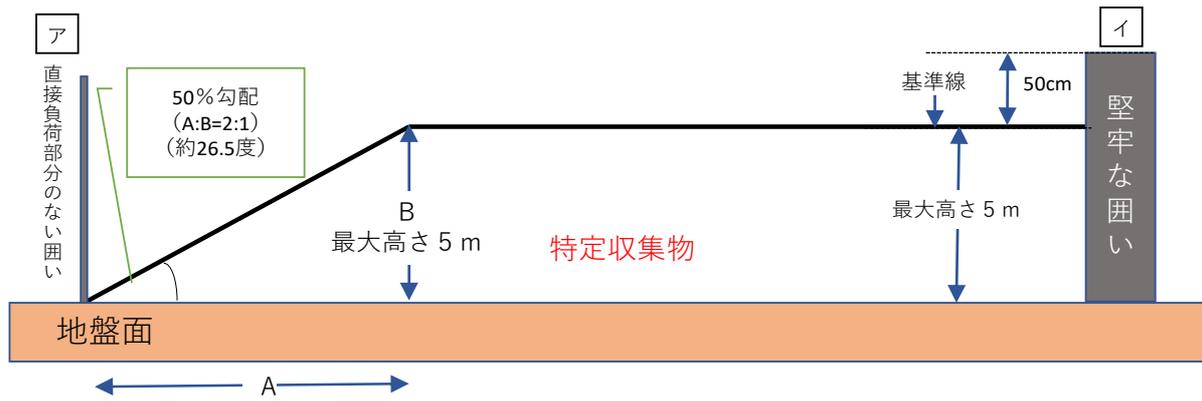


図 1-4.特定収集物保管基準の高さイメージ①

ウ 三方が堅牢な囲いに接する場合

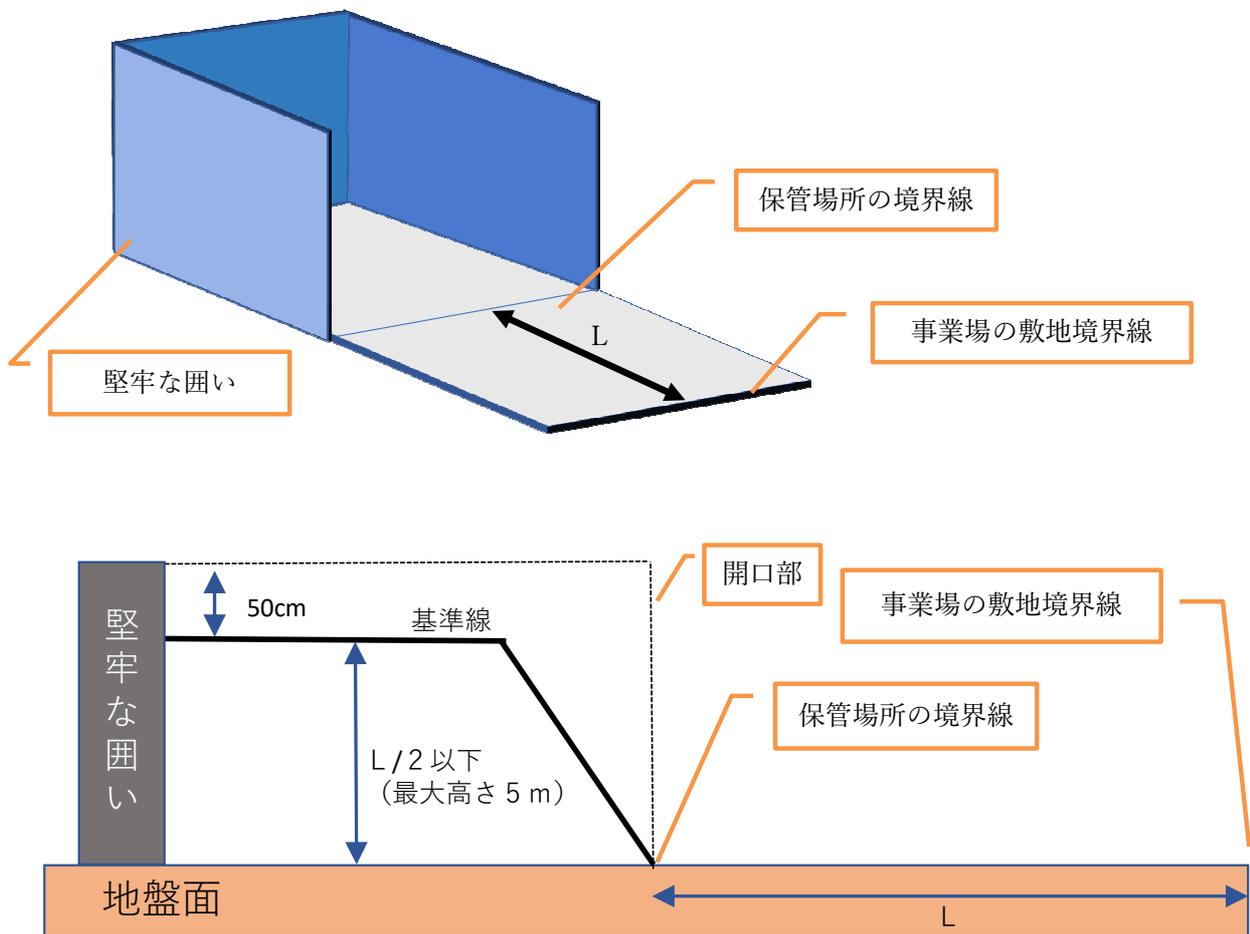


図 1-5.特定収集物保管基準の高さイメージ②



#### ④ 汚水の流出防止措置・地下浸透の防止措置

特定収集物から汚水が発生するおそれがある場合、次の措置を講ずること（第3号）

- ✓ 汚水が公共用水域（河川や水路など）に流出しないようするための措置  
（排水溝やそれと接続する油水分離槽等の設置など）
- ✓ 汚水が地下に浸透しないようするための措置  
（保管場所や処理を行う場所、及びその周辺の床面を不浸透性の材料で覆うなど）

特定収集物自体から油を含む汚水が生ずる場合のほか、屋外で保管や処理を行っている特定収集物に雨水等が接触することにより、汚水が生ずる場合もあります。



#### ⑤ 悪臭発散防止措置

特定収集物を保管又は処理する場所から悪臭が発散するおそれがある場合、悪臭の発散により生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること（第4号）

特定収集物の保管や処理の場所から悪臭が発生し、発生した悪臭が事業場の敷地境界を越え周囲へ広がることにより、生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、必要な措置を講じてください。

必要な措置としては、脱臭装置を設置すること、特定収集物にシートを被せること、屋内で保管や処理をする場合には窓や開放部分を密閉すること、排出口の高さや形状を改善することなどが考えられます。



#### ⑥ 火災発生防止措置

特定収集物に電池、潤滑油その他の火災の発生のおそれがあるものが含まれるときは、火災が発生しないように、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収・処分すること  
(第5号)

特定収集物から回収した電池や油は、廃棄物処理法に基づき、処分するまでの間、適正に保管するとともに、処分に当たっては許可業者に委託して適正に処分してください。



## ⑦ 騒音・振動防止措置

特定収集物の保管や処理をする場所において、騒音又は振動が発生する場合には、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること (第6号)

必要な措置としては、防音壁を設置することや、作業場所の変更などが考えられます。



## ⑧ ねずみ・害虫発生防止措置

特定収集物を保管又は処理する場所におけるねずみの生息や、蚊・はえその他の害虫の発生により、生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること (第7号)

特定収集物である雑品スクラップやタイヤが適切に管理されないと、その場所に害虫が発生し、不衛生な環境を生ずることがあります。

具体的な措置として、保管場所の清掃を行うことで不衛生な環境を作り出さないようにすることや、蚊、はえ、ムカデ、ゴキブリ等の発生のおそれがある場合には、駆除や防除のため薬剤散布を行うなどの措置が考えられます。



## ○ (参考) 産業廃棄物処理基準

### (1) 積替えのための保管

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項、第12条の2第1項)

産業廃棄物を積替えるために保管する場合は、次の基準に従わなければなりません。

- ① 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え(次の基準に適合するものに限る。)を行う場合を除き、行ってはならない。
- ✓ あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
  - ✓ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えないこと
  - ✓ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること
- ② 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること
- ③ 見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な次の事項を表示した掲示板(縦及び横が60cm以上)が設けられていること
- ✓ 産業廃棄物の保管の場所である旨
  - ✓ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
  - ✓ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
  - ✓ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、最大保管高さ(④を参照)
  - ✓ 当該保管場所において保管することができる保管上限(⑦を参照)

産業廃棄物 積替保管施設	
名称、代表者	株式会社○×工業 代表取締役 日本一郎
本社所在地	○○区△△町1-2-3
責任者氏名	日本次郎
連絡先電話番号	TEL 03 (123) XXXX
保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、※※、※※
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m <sup>3</sup>

図、積替保管施設における掲示板の作成例(屋外で容器を用いずに保管する場合)

- ④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう、次に掲げる措置を講ずること
- ✓ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと
  - ✓ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること
    - ・ 廃棄物が囲いに接しない場合  
囲いの下端から勾配50%（仰角約26.5度）以下の高さ
    - ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分がある壁）  
囲いの内側2mは囲いの高さより50cmの線以下とし、2m以上の内側は勾配50%以下の高さ
- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、その他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること
- ⑦ 保管する産業廃棄物の数量が、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること

## (2) 処分又は再生のための保管

（廃棄物処理法第十二条第一項、第十二条の二第一項）

産業廃棄物を処分又は再生するために保管する場合は、(1) ②から⑥の基準のほか、次に掲げる基準に従わなければなりません。

- ① 産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならない。
- ② 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること

特定処理物保管届  
記載例

第1号様式（第3条関係）

①

年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△一△  
 氏名 株式会社○○○  
 代表取締役 ○○○○ 印

特定処理物保管届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管する場所に関する事項	所在地	○○市△△×一×	③
	面積	356	m <sup>2</sup> ④
	保管する特定処理物の種類	堆肥	⑤
	保管する量の上限	590 m <sup>3</sup>	⑥
	屋外において特定処理物を容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあつては、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則第4条の規定による高さのうち最高のもの）	保管 有り 高さ 5m	⑦
	特定処理物の取扱いの計画	別紙のとおり	⑧
	保管を開始する年月日	令和 ○年 ○月 ○日	⑨

注 「特定処理物の取扱いの計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(記入要領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 所在地 保管場所の所在する土地の地番を記入
- ④ 面積 特定処理物を保管しようとする場所の面積を記入  
保管場所が2箇所以上ある場合であって、当該場所が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計した値を記入
- ⑤ 保管する特定処理物の種類  
条例第2条第3項各号の名称の他、堆肥や木くずチップ、ガラス砂など特定処理物の種類がわかる名称を記入
- ⑥ 保管する量の上限  
複数の特定処理物を保管する場合は種類ごとの上限（単位はm<sup>3</sup>）を記入  
種類が多く記入できない場合は、別紙に記入
- ⑦ 屋外において容器を用いずに行う保管の有無、行う場合は高さのうち最大のものの屋外で容器を用いずに行う特定処理物の保管の有り、無しを記入  
有りの場合は条例施行規則第4条の規定による高さのうち最高のもの（m）を記入
- ⑧ 特定処理物の取扱いの計画  
取扱いの計画について次の内容を含め具体的に記入
  - ・ 特定処理物をどこからどの程度の量どのくらいの頻度で搬入するか
  - ・ 保管場所での保管期間はどのくらいか
  - ・ 保管場所での環境保全措置
  - ・ どこにどの程度の量、どのくらいの頻度で搬出するか※別紙（参考様式）【記載例】を参照
- ⑨ 保管を開始する年月日  
特定処理物の保管を開始する予定の日を記入

■特定処理物の取扱いの計画

（搬入の計画）

〇〇（株）から月に150～500 m<sup>3</sup>を仕入れ

（保管の計画）

毎月の販売量は100～500 m<sup>3</sup>のため最大で6ヶ月程度保管

（保管時の環境保全措置）

○ 飛散流出防止措置

規則第7条第3項に定める基準に適合するように保管

保管場所Aの高さは4 m以下とする。（囲いに荷重をかけない）

保管場所Bの高さは5 m以下とする。（囲いに荷重をかけて保管）

○ 汚水の対策

保管物から汚水は発生しない

降雨時について、保管場所Aは屋根があるため、保管物から汚水は発生しないが、床面はコンクリート舗装し地下への浸透を防止する。

保管場所Bは処理物には悪臭防止のためシートをかぶせてあるが、屋根がないことから雨水と接触し汚水が発生する可能性があるため、床面のコンクリート舗装の他排水溝とためますにより流出防止を図る。

○ 悪臭の対策

保管している堆肥は発酵が終了しているため、臭いは少ないが、周辺への悪臭を防止するため搬入・搬出時以外は堆肥の上にシートをかぶせて保管する。

○ 特定処理物の温度上昇防止措置

内部温度を確認し、必要に応じて攪拌する。

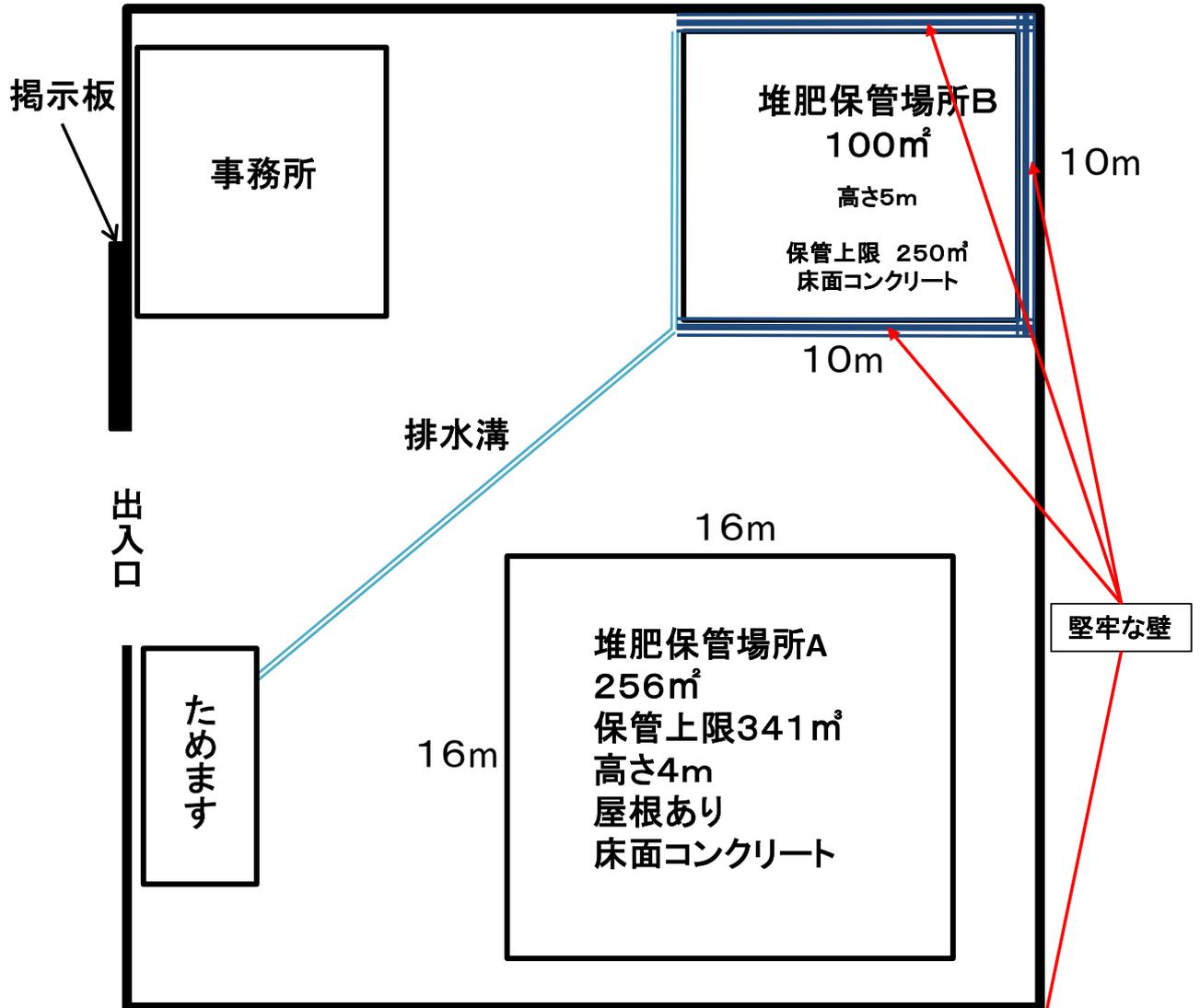
○ ネズミの生息、害虫の発生防止措置

保管場所は定期的に清掃し、清潔を保つとともに、防除のための薬剤を散布する。

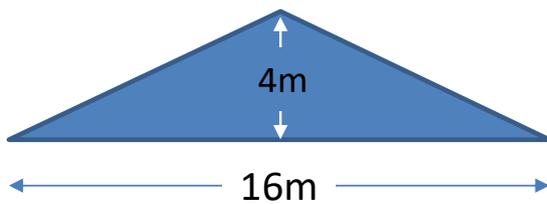
（搬出の計画）

地元の農家に小売り販売。多い月で500 m<sup>3</sup>程度。販売予定、実績に合わせて購入量を調整する。

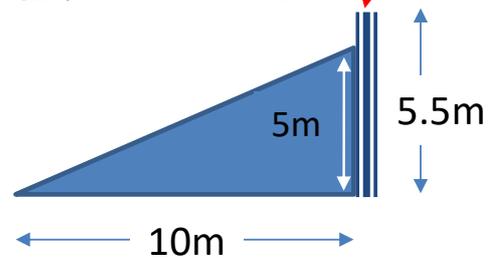
配置図(記載例)



保管場所 A 断面図



保管場所 B 断面図





特定収集物保管等届  
記載例

第5号様式（第9条関係）

①

年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△—△  
 氏名 株式会社○○○  
 代表取締役 ○○○○ 印

特定収集物保管等事業場届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

事業の範囲	保管のみ・ <b>保管及び処理</b>	③	
事業場の所在地	○○市△△×—×	④	
事業場の敷地面積	300 m <sup>2</sup>	⑤	
保管する場所に関する事項	所在地	○○市△△×—×	⑥
	面積	75 m <sup>2</sup>	⑦
	保管する特定収集物の種類	使用を終了した金属物品	⑧
	保管する量の上限	187.5 m <sup>3</sup>	⑨
	屋外において特定収集物を容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあつては、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例施行規則第10条の規定による高さのうち最高のもの）	保管 有り 高さ 5m	⑩
処理を行う場合にあつては、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類	○○市△△×—× 使用を終了した金属物品	⑪	
事業の用に供する施設を設置する場合にあつては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力	別紙1のとおり	⑫	
事業の計画	別紙2のとおり	⑬	
事業を開始する年月日	年 月 日	⑭	

注1 「事業の範囲」の欄は、「保管のみ」又は「保管及び処理」のいずれかに○を付すこと。

2 「事業の計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(記入要領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 事業の範囲 「保管のみ」「保管及び処理」のいずれかに○を付すこと
- ④ 事業場の所在地 事業場の所在の住居表示を記入
- ⑤ 事業の用に供する敷地全体の面積を記入
- ⑥ 所在地 保管場所の所在する土地の地番を記入
- ⑦ 面積 特定収集物を保管しようとする場所の面積を記入
- ⑧ 保管する特定収集物の種類  
「使用を終了した金属物品」、「収集された自動車用のタイヤ」の別を記入
- ⑨ 保管する量の上限  
特定収集物の保管量の上限（単位はm<sup>3</sup>）を記入
- ⑩ 屋外において容器を用いずに行う保管の有無、行う場合は高さのうち最大のもの  
屋外で容器を用いずに行う特定収集物の保管の有り、無しを記入  
有りの場合は条例施行規則第10条の規定による高さのうち最高のもの（m）を記入
- ⑪ 処理を行う場合は、当該処理の場所の所在地及び処理を行う特定収集物の種類  
特定収集物の処理を行う場合に記入
  - ・所在地は処理の場所の所在する土地の地番
  - ・特定収集物の種類は「使用を終了した金属物品」、「収集された自動車用のタイヤ」の別を記入
- ⑫ 事業の用に供する施設を設置する場合にあっては、当該施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力  
※別紙1（参考様式）【記載例】を参照
- ⑬ 事業の計画  
事業の計画について次の内容を含め具体的に記入
  - ・どこからどの程度の量、どのくらいの頻度で搬入するか
  - ・保管場所での保管期間はどのくらいか、どういった処理を行うか
  - ・事業場での環境保全措置
  - ・どこにどの程度の量、どのくらいの頻度で搬出するのか等※別紙2（参考様式）【記載例】を参照
- ⑭ 事業を開始する年月日  
特定収集物の保管等を開始する予定の日を記入

別紙 1 (参考様式) 【記載例】

事業の用に供する施設の種類の種類等

No.	施設の種類の種類	数量	設置場所 (設置場所の土地の地番)	設置年月日	処理能力
1	圧縮機 横型油圧式	1 台	〇〇市△△×-×	〇年〇月〇〇 日	2 8 t/ 日
2	破碎施設 〇〇式	1 台	〇〇市△△×-×	〇年〇月〇〇 日	1 0 t/ 日

## 別紙2（参考様式）【記載例】

### ■事業の計画

#### （搬入の計画）

地域の住民や、取引のある解体業者等の持ち込みにより買い取りを行う。

1ヶ月あたりの買い取り量は1,000～1,200m<sup>3</sup>程度

#### （保管・処理の計画）

買い取った金属を含む物品は、一部破砕や圧縮を行い搬出までの期間保管する。毎週搬出するため、保管期間は1週間から1ヶ月程度

#### （保管時の環境保全措置）

##### ○ 飛散流出防止措置

規則第13条第3項に定める基準に適合するように保管する。

三面の壁（高さ6m、構造耐力上必要な強度を有する）に荷重をかけて保管最大の高さは5m以下となるよう保管

##### ○ 汚水の対策

① 油が含まれる物は原則引き取らない。

② 油が付着している可能性があるため、次の対策をとる。

・鉄板を敷き、地面に直接触れないよう措置

・鉄板に付着する等した油はウエスを用意し拭き取る。

③ 万が一、油分を含む物が持ち込まれた時の対策として排水溝と油水分離槽を設置する。

④ 処理施設の設置場所は屋根があることから油の流出は想定されないが、地下浸透を防止するため床面をコンクリート舗装する。

##### ○ 悪臭の対策

悪臭の発生を防止するため金属製品への有機物の付着などの事前確認を行うとともに、長期間の保管とならないように速やかな出荷を心がける。

##### ○ 火災予防のための措置

電池や潤滑油が含まれる物品が持ち込まれた場合は、保管する前に適切に回収し、火災発生を防止する。

##### ○ 騒音・振動

処理施設の設置場所には防音壁を設置するとともに、定期的なメンテナンスの実施により騒音・振動の発生を防止する。

保管物の積み下ろし、移動作業についても騒音・振動が発生しないよう丁寧な作業を心がける。

##### ○ ネズミの生息、害虫の発生防止措置

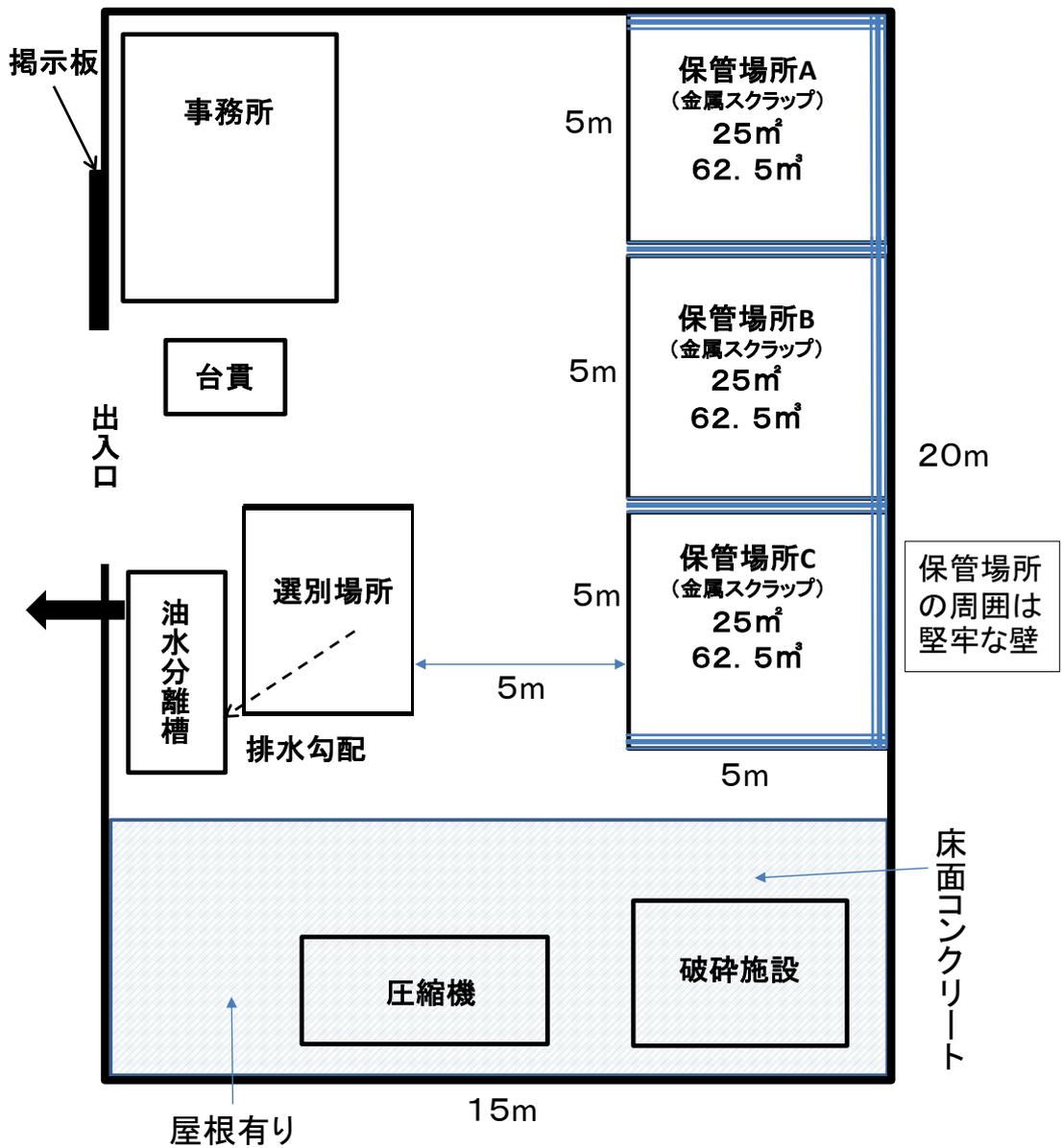
事業場内は定期的に清掃し、清潔を保つとともに、防除のための薬剤を散布する。

#### （搬出計画）

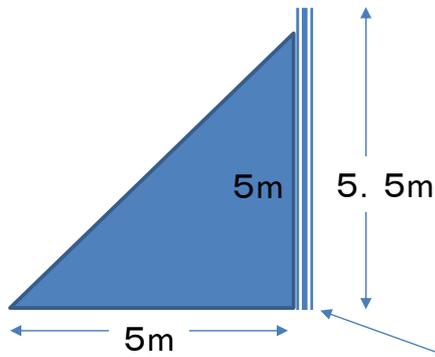
○○県△△市の（株）□□□ に毎月500程度出荷予定

○○県■ ■市の ▲▲（株）に毎月500～700m<sup>3</sup>程度出荷予定

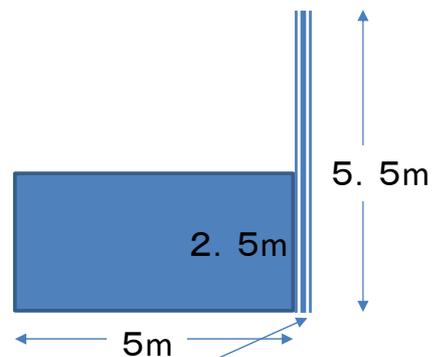
配置図(記載例)



保管場所 A,B 断面図



保管場所 C 断面図



堅牢な壁

施設の処理方式等

施設の処理方式 圧縮	型式 横型油圧式
処分又は再生の方法 (フロー図等)  1. 搬入・選別 搬入した金属を含む物品について、電池や潤滑油の有無を確認し、ある場合には抜き取り、圧縮が可能なものを分別する。  2. 処理 圧縮する物品が一定量貯まったところでを圧縮機に投入する。 圧縮したものは出荷まで保管場所で保管する。 作業中に廃棄物が発生した場合は許可業者に処理を委託する。  3. 搬出等 量が確保された段階で破砕物及び圧縮物を出荷する。	

施設の処理方式等

施設の平面図・立面図・断面図・構造図 (パンフレット等)

・別添のパンフレットのとおり

設計計算書

・別添設計計算書のとおり

産業廃棄物事業場外保管届  
記載例

第6号様式（第16条関係）

①

年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△一△  
 氏名 株式会社○○○  
 代表取締役 ○○○○ 印

産業廃棄物事業場外保管届出書

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

保管する場所に関する事項	所在地	○○市△△×一×	③
	面積	300	m <sup>2</sup> ④
	保管する産業廃棄物の種類	汚泥（無機性汚泥）	⑤
	積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限	積替えのための保管 300 m <sup>3</sup>	⑥
	屋外において産業廃棄物を容器を用いずに行う保管の有無（保管を行う場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	保管 有り 高さ 3.25m	⑦
	産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画	別紙のとおり	⑧
保管を開始する年月日	年 月 日	⑨	
非常災害のために必要な応急措置として行う場合	該当・ <u>非該当</u>	⑩	

- 注1 「積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限」の欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。
- 2 「産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」の欄は、「該当」又は「非該当」のいずれかに○を付すこと。

(記入要領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 所在地 保管場所の所在する土地の地番を記入
- ④ 面積 産業廃棄物を保管しようとする場所の面積を記入  
保管場所が2箇所以上ある場合であって、当該場所が近接し、かつ、一体的に管理されているときは、それぞれの面積を合計した値を記入
- ⑤ 保管する産業廃棄物の種類  
保管する産業廃棄物の種類（汚泥、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、動植物性残さ、木くず、廃プラスチック類）を記入
- ⑥ 積替えのための保管の上限又は処分若しくは再生のための保管の上限  
産業廃棄物の保管量の上限（単位は立法m<sup>3</sup>）を記入
- ⑦ 屋外において容器を用いずに行う保管の有無、行う場合は高さのうち最大のものの屋外で容器を用いずに行う産業廃棄物の保管の有り、無しを記入  
有りの場合は廃棄物処理法施行規則第1の6の規定による高さのうち最高の高さ（m）を記入
- ⑧ 産業廃棄物の運搬、保管及び処分の計画  
運搬、保管及び処分の計画について具体的に記入  
※別紙（参考様式）【記載例】を参照
- ⑨ 保管を開始する年月日  
産業廃棄物の保管を開始する予定の日を記入
- ⑩ 非常災害のために必要な応急措置として行う場合  
該当、非該当のいずれかに○を付すこと  
該当する場合、届出は保管をした日から14日以内に行い、⑧の計画の添付は不要

## ■産業廃棄物の取扱いの計画

### （搬入の計画）

事業場付近の道が狭く、大型車両が通行できないことから、発生した無機性汚泥を自社の車両で事業場外の保管場所まで移動する。その後、収集運搬業者の大型車両へ積み替え、処分業者のプラントへ搬出するまでの間、保管する。

1日の発生量は60 m<sup>3</sup>程度であり、当日の内に全量を保管場所まで運搬する。

### （保管の計画）

保管場所に運搬した汚泥は、産業廃棄物処理基準に従って保管する。

保管場所に囲いを設け、掲示板を設置する。

汚泥の飛散流出を防ぐため、環境省令で定める高さ（3.25 m）以下とする。保管場所には屋根があるため汚水流出は想定されないが、地下への浸透を防止するため床面はコンクリート舗装する。

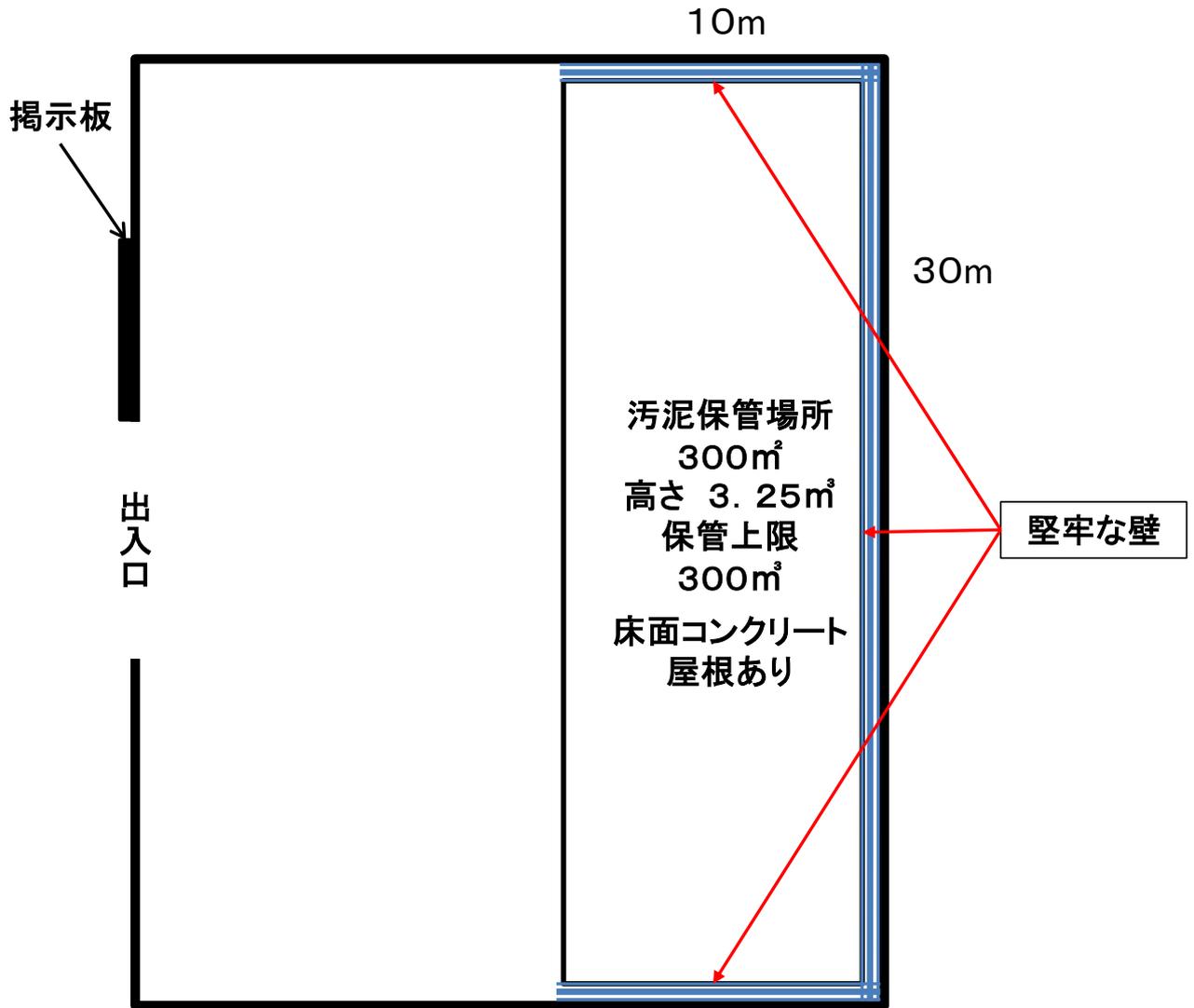
ネズミの生息、害虫の発生を防止するため、保管場所は定期的に清掃し、清潔を保つとともに、必要があれば防除のための薬剤を散布する。

### （搬出の計画）

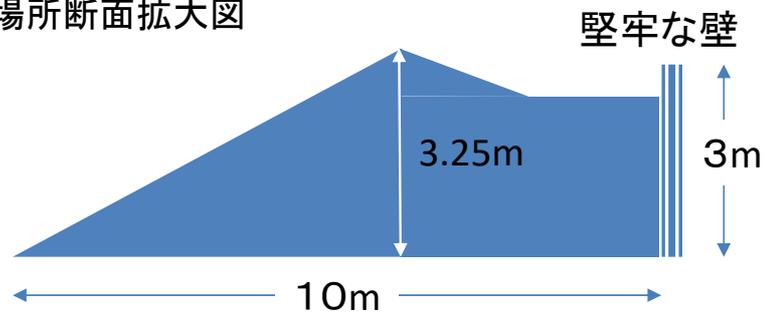
保管した汚泥は、産業廃棄物収集運搬業者に委託し、大型車両により週2～3回、産業廃棄物処分業者まで運搬する。

1日あたりの委託量は120～150 m<sup>3</sup>

配置図(記載例)



保管場所断面拡大図





変更届等  
記載例

第2号様式（第6条、第12条、第19条関係）

①

年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△一△  
氏名 株式会社○○○  
代表取締役 ○○○○ 印

保管場所等変更届出書

③ 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第1項・第13条第1項・第17条第1項）の規定により、（特定処理物の保 ④  
管場所・特定収集物に係る事業場・産業廃棄物の保管場所）の変更について、次のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

変更する事項	保管する量の上限 ⑤	
変更の内容 ⑥	変更前	590 m <sup>3</sup>
	変更後	700 m <sup>3</sup>
変更予定年月日	年 月 日 ⑦	

注1 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

2 「変更の内容」の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

## (記入要領)

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 条例の根拠条文 次のうち該当するものに○印を付す
  - ・ 第9条第1項 特定処理物の保管場所の変更
  - ・ 第13条第1項 特定収集物に係る事業場の変更
  - ・ 第17条第1項 産業廃棄物の保管場所の変更
- ④ 変更する保管等の種類 該当するものに○印を付す
- ⑤ 変更する事項 届け出た内容のうち変更する事項を記入  
変更する事項が複数あって記入出来ない場合は⑥変更内容と合わせて別紙に記入
- ⑥ 変更の内容 変更前と変更後の内容を記入  
変更する事項が複数あって記入出来ない場合は⑤変更する事項と合わせて別紙に記入
- ⑦ 変更予定年月日 保管場所等を変更する予定の日を記入

### 〈添付書類〉 変更する事項に係る書類を添付

- 保管する場所等の所在地・面積を変更する場合
  - ・ 保管場所の土地の登記事項証明書又は土地の賃貸借契約書等  
(新たに保管場所等の土地を追加する場合、当該追加分に係るもの)
  - ・ 保管場所の平面図
  - ・ 保管場所付近の見取り図等
- 保管する量の上限、保管高さを変更する場合
  - ・ 保管場所の平面図
- 事業の用に供する施設の変更
  - ・ 施設の概要がわかる書類(資料5-4別紙1(参考様式))等
  - ・ 施設の構造を明らかにする平面図、立面図等

第3号様式（第6条、第12条、第19条関係）

①  
年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△一△  
氏名 株式会社○○○  
代表取締役 ○○○○ 印

氏名等変更届出書

- ③ 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第2項・第13条第2項・第17条第2項）の規定により、（特定処理物の保管・特定収集物の保管等・産業廃棄物の保管）に係る氏名等の変更について、次のとおり届け出ます。 ④

変更した事項	法人の代表者の変更 ⑤	
変更の内容 ⑥	変更前	△△△△
	変更後	○○○○
変更年月日	年 月 日 ⑦	

注 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

（記入要領）

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の変更後の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 条例の根拠条文 次のうち該当するものに○印を付す
  - ・第9条第2項 特定処理物の保管に係る氏名等の変更
  - ・第13条第2項 特定収集物の保管等に係る氏名等の変更
  - ・第17条第2項 産業廃棄物の保管に係る氏名等の変更
- ④ 変更した保管等の種類 該当するものに○印を付す
- ⑤ 変更した事項 変更した事項（氏名等）を記入
- ⑥ 変更の内容 変更前と変更後の内容を記入
- ⑦ 変更年月日 氏名等を変更した日を記入

第4号様式（第6条、第12条、第19条関係）

①

年 月 日

山梨県知事 殿

② 住所 ○○市○○○△—△  
氏名 株式会社○○○  
代表取締役 ○○○○ 印

保管等廃止届出書

③ 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（第9条第3項・第13条第3項・第17条第3項）の規定により、（特定処理物の保管・特定収集物の保管等・産業廃棄物の保管）に係る廃止について、次のとおり届け出ます。④

保管場所の所在地（特定収集物の保管等の廃止にあつては、事業場の所在地）	○○市△△×—×	⑤
廃止年月日	年 月 日	⑥

注 届出書の括弧内は、いずれか該当するものに○印を付すこと。

（記入要領）

- ① 届出年月日 届出書を提出する日を記入
- ② 届出者  
届出者の氏名又は会社の名称及び住所を記入  
届出者が法人の場合は代表者の氏名も記入  
法人の場合で届出者が代表者でない場合は、代表者から届出者への委任状が必要  
なお、委任状により代表者でない者が届出をする場合であっても、会社の名称及び住所については、本社法人の名称及び住所を記入
- ③ 条例の根拠条文 次のうち該当するものに○印を付す
  - ・第9条第3項 特定処理物の保管に係る廃止
  - ・第13条第3項 特定収集物の保管等に係る廃止
  - ・第17条第3項 産業廃棄物の保管に係る廃止
- ④ 変更した保管等の種類 該当するものに○印を付す
- ⑤ 保管場所（事業場）の所在地 届け出ている保管場所等の所在地を記入
- ⑥ 廃止年月日 廃止した日を記入  
当該届出に係る保管（事業場）の廃止とは保管（保管等に係る事業）を行わなくなる場合や、保管場所（事業場）の面積が届出を要する規模（特定収集物、産業廃棄物：300㎡以上、特定収集物：100㎡を超える）より小さくなった場合をいう



## 管理簿記載例

## 特定処理物

特定処理物管理簿（記載例）

### 搬入簿

搬入した年月日	搬入元			搬入先所在地
	所在地	種類	搬入量	
○年×月△日	○○（株） ××市△△	堆肥原料	50 m <sup>3</sup>	自社保管場所 ○○市△△×ー×

特定処理物管理簿（記載例）

### 搬出簿

搬出した年月日	搬出元所在地	搬出先		
		所在地	種類	搬出量
○年×月△日	自社保管場所 ○○市△△×ー×	△△△ ○○市●●××	堆肥	5 m <sup>3</sup>
○年×月▲日	自社保管場所 ○○市△△×ー×	◇◇農場 ◇◇市△△××	堆肥	15 m <sup>3</sup>

## 特定収集物

特定収集物管理簿（記載例）

### 搬入簿

搬入した年月日	搬入元			搬入先所在地
	所在地	種類	搬入量	
○年×月△日	○○（株） ××市△△	金属スクラップ	10 m <sup>3</sup>	自社ヤード ○○市△△×ー×
○年×月▲日	○○○○ ○○市△△	金属スクラップ	2 m <sup>3</sup>	自社ヤード ○○市△△×ー×

特定収集物管理簿（記載例）

### 搬出簿

搬出した年月日	搬出元所在地	搬出先		
		所在地	種類	搬出量
○年×月△日	自社ヤード ○○市△△×ー×	○○（株） 千葉県×××	金属スクラップ	30 m <sup>3</sup>
○年×月△日	自社ヤード ○○市△△×ー×	（株）□□ 神奈川県△△△	金属スクラップ	20 m <sup>3</sup>

## 産業廃棄物

### 産業廃棄物管理簿（記載例）

#### 搬入簿

搬入した年月日	搬入元			搬入先所在地
	所在地	種類	搬入量	
○年×月△日	○○（株）××工場 ××市△△	無機性汚泥	60 m <sup>3</sup>	△△保管場所 ××市△△○○○
○年×月▲日	○○（株）××工場 ××市△△	無機性汚泥	50 m <sup>3</sup>	△△保管場所 ××市△△○○○

### 産業廃棄物管理簿（記載例）

#### 搬出簿

搬出した年月日	搬出元所在地	搬出先		
		所在地	種類	搬出量
○年×月△日	△△保管場所 ××市△△○○○	株式会社◇◇ ××市◆◆○○○	無機性汚泥	120 m <sup>3</sup>
○年×月▲日	△△保管場所 ××市△△○○○	株式会社■■ ○○市▲▲××	無機性汚泥	150 m <sup>3</sup>